

<p>全国統一要求（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> 全ての公共工事現場で直接工事費分の単価支払いを実現 碎石、砂利、砂、合材などの骨材運搬の収入も1日4万円以上に 過積載復活させるな 	 建交労全国ダンプ部会	<p>発行所</p> <p>全日本建設交運一般労働組合 東京都新宿区百人町4-7-2 電話 03(3360)8021 毎月25日発行 1部 50円</p>
--	--	--

盛土規制法案の国会審議 民間処分場問題が焦点に



日本共産党武田良介参議院議員

全国ダンプ部会は、建設発生土の運搬に携わる立場で「盛土規制法案」の中に「建設発生土に対する元請・発注者の管理責任」、「中間ストック場の確保」等を求めて、幹事会を中心にして各国会議員へ要請を展開しました。日本共産党の衆参議員が部会の取り組み等に賛同を示し、国会質問等に反映されました。4月下旬には衆院で採択されましたが、野党の共同修正案や付帯決議に意見が盛り込まれるなどの変化を作りました。参考院では5月11日から審

議が始まりました。日本共産党武田良介議員が法案説明に対する質問を行い、全国ダンプ部会のアンケート結果なども引用し、「適正処理に必要なダンプの積算単価」を問い合わせ、「民間の中間処分場（ストック）からの再搬出で不適切処理が行われている」との実態

翌12日の国土交通委員会で武田議員は「建設発生土を最終処分場まで搬出する責任は誰が持つのか」と追及すると、経済局長は「搬出先の適正化を図るうえで元請業者の果たす役割は大きい」と回答し、

**最後まで発生者の責任を
共産党武田議員が求める**

ダンプトラック運搬単価

土砂等運搬の直接工事費は、機械、労務、材料及び損耗費から構成され、当該價格に間接工事費と一般管理費等を加えたものが、ダンプトラック運搬に必要な単価となる。

項目	機労材規格	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県
機械	ダンプトラック [10t積級]	運転1日 当り単料	25,600	25,600	25,600	25,600	25,600	25,600	25,600	25,600
労務	運転手 (一般)	人	20,500	21,400	19,200	22,500	22,400	21,100	22,500	22,000
材料	軽油	L	139	141	140	138	139	138	138	143

(出典)
 ・機械単価:「建設機械等損料算定表」(令和4年度版)
 ・労務単価:「公共工事設計労務単価」(令和4年3月以降適用)
 ・材料単価:令和4年5月の建設物価[(-財)建設物価調査会]、算定資料[(-財)経済調査会]の平均値

国会質問

ダンプの積算常用単価 斎藤国土交通大臣が回答

同月17日に参考人質疑が実施され、労働者からの意見を

とのことで、武田議員事務所の推薦で高橋立顕部会長が意見陳述を行いました。

高橋部会長は、全国ダンプ部会のとりくみの紹介及びこの間の盛土規制法案に対する意見を表明し、熱海土石流災害を二度と引き起こさない立場で、建設発生土の管理責任を徹底すべきと各会派の議員へ訴えました。全国ダンプ部会の代表者が国会の場で意見を述べることは組織結成50年で初めてのことです。次号で詳細を紹介します。



斎藤鉄夫国土交通大臣

斎藤大臣は「元請が責任を持つのが基本だが、中間処分場の運営実態は把握していないが、搬入された建設発生土の処理を担保することが重要」と答へました。続いて、「民間の中間処分場（ストック）からの再搬出で不適切処理が行われている」との実態

燃料代がリッタリ138円となっています」と回答しました。続いて、「民間の中間処分場の運営実態は把握していなかった。元請が責任を持つことが重要」との実態把握を行い、必要な対応を検討する」とのことでした。

詳しい紹介します。

全国ダンプ

車持ちダンプ運転手が1日労働(8時間運転)して貰える単価(全国)

国土交通省積算単価を踏まえて(全国平均:2022年4月)

数量	単価	金額
軽油	88L 142円	12,496円
ダンプ損料	1,400万円 10.5年(標準使用年数)	24,800円
タイヤ損料	道路事情(普通の道路の場合)	1,326円
諸経費(まるめ)		9円
運転手労賃	2省協定2022年3月一般運転手 (全国平均の労務単価)	20,979円 → (1)
		59,610円(直工費)

<直接工事費に関する内訳>

- 軽油の単価は、財)**日本エネルギー経済研究所・石油情報センターの全国平均を使用(スタンド渡し)
使用量については、国の標準積算は8時間労働、ダンプ運転時間は5.9時間、65L/日で計算しています。
したがって平成28年度から燃料の消費量は「1時間当たり約11リットル」(変化なし)。
国交省総合政策局・公共事業企画調整課の調査(直轄工事・地方自治体)により燃料消費率が下がりました。
組合員の現場の実態は10時間拘束8時間運転になっている。
※実際組合員の平均消費量の88Lで計算しています。(実際は現場の工事内容によって異なります。)

- ダンプ損料は、標準使用年数10.5年(半年間延長)。**基礎価格は1,400万円(50万円増)です。
*機械損料数量1.24を乗じている「20,000円(10トンダンプの損料/日) × 1.24=24,800円」

- タイヤ損耗費は「普通」の単価として出しています。(前回から変更あり)**
(現場から処理場(移動先)までの道路事情の事を差しています。)
【良好とは】舗装道路その他これに準ずる良好な搬路の進行。(667円×1.24=827円)
【普通とは】路面がよく維持されている砂利道、これに準ずる搬路の進行。(1,070円×1.24=1,326円)
【不良とは】破碎岩の混入する搬路または河床路その他これに準ずる搬路の進行が主な工事でタイヤ損耗が著しいと認められるとき。(2,420円×1.24=3,000円)

- 運転手労賃は、2省(国交省、農水省)設計労務単価を適用。**
「2省協定単価とは」前年度元請・下請業者が労働者へ支払った賃金台帳に基づき、調査した結果の良質サンプルの平均賃金を公共工事の積算に適用する労務単価。

<間接工事費に関する内訳>

車持ちダンプ運転手がもらえる諸経費の計算内訳

- 59,610円(直接工事費) + 間接工事費に含まれる金額(労働者の雇用に伴う経費:法定福利費、労務管理費、安全管理費など)を加算しています。**車持ちダンプ労働者は自らが必要経費(法定福利費等)の全額を負担しています。したがって、事業者側が労働者の雇用に伴う必要経費として上積みされている経費41%を請求する計算式を組み立てました。

(1)労働者の雇用に伴う必要な経費(労務費+その他の人件費=必要経費)41%
福利厚生費等現場作業における経費の41%を加算します。

20,979円×41% = 8,601円を加算します。

$$59,610\text{円}(直接工事費) + 8,601\text{円}(間接工事費) = 68,211\text{円}$$

車持ちダンプ運転手がもらえる単価は、上記金額に消費税(10%)を加算する。

実働8時間稼動 平均75,032円 (落札率は加味せず)

車持ちダンプ労働者 常用単価75,032円

積算単価

元請各社は現場調査の実施を

全国ダンプ

国土交通省は今年3月から通算10年間連続で積算労務単価の引き上げを実施し、「車両費、タイヤ、燃料」などのダンプを使用する際に係る必要な経費等の実態を反映し、予定価格を積算して公共工事を発注しています。

組合がこの積算方法を踏まえダンプの常用単価を計算すると図表のようになります。軽油価格は、リッター142円(4月時点・税抜き)で計算します。燃料使用量は要き8時間稼働(10時間拘束)

で計算しています。今年は機械損料等の改定が有り、ダンプの車両価格は50万円増となり1,400万円(標準使用が半年間延長)、タイヤ価格は100円値下がりました。労務費単価+賃金は、ダンプの場合は一般運転手として扱われています。全国平均で昨年比1,063円引き上げられています。これらを含めた費用「59,610円」が直接工事費となります。

国交省は2013年から労働者を雇用した際の必要経費(社会保険、労災保険、年金、直接工事費など)がこの計算方法は国交省交渉事原価)は、全国平均で20

の41%相当分を上乗せできることを示しています。この金額を加えてダンプ労働者の2022年度(令和4年)常用単価の全国平均は75,032円(税込み)となります。この計算方法は国交省交渉事局も認めています。

注当局も認めています。

ダンプの場合、過積載などの交通違反行為や重大事故は、「社会経済構造を改善しない限り、違反行為は無くすことができない」と過去にダンプ規制法や道交法改正の国会審議で明らかにされています。

また今年の通常国会で審議された「盛土規制法」では、共産党議員の質問に国土交通大臣がダンプの直工費を明らかにし、建設発生土の処理に必要な経費が元請から支払われるべきと答弁しています。

全国ダンプ部会が取り組んできた使用促進・職場闘争を前進させる必要性と客観的条件が広がっています。各支部では、仲間の要求や実態を議論し、単価改善の運動を広げましょう。

全国ダンプ部会が取り組んできた使用促進・職場闘争を前進させる必要性と客観的